

精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費（精神通院医療）の 要否に係る判定事務処理要領

1 趣旨

この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項第4号の規定に基づき、千葉市こころの健康センター（以下「センター」という。）が行う法第45条第1項の規定による精神障害者の保健福祉手帳の交付の申請及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）の申請（以下「手帳の申請等」という。）に係る判定の事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 判定会の設置

センターは、各区保健福祉センター健康課長（以下「各区健康課長」という。）から依頼を受けた手帳の申請等に係る判定に関し、精神障害者の医療に関する専門的な知識及び技術を必要とする判定を行うため、精神障害者保健福祉手帳交付・自立支援医療費（精神通院医療）の要否に係る判定会（以下「判定会」という。）を置く。

3 判定会の組織

- (1) 判定会は、判定員5人以内で組織する。
- (2) 判定員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 判定員の任期

判定員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。ただし、判定員が欠けた場合における補欠判定員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 判定会の会長

- (1) 判定会に、会長を置く。
- (2) 会長は、判定員の互選により定める。
- (3) 会長は、会務を総理し、判定会を代表する。
- (4) 会長に事故があるときは、あらかじめ判定員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

6 判定会の開催

- (1) 判定会は、センター所長が招集する。
- (2) 会長は、判定会の議長となる。
- (3) 判定会は、判定員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- (4) 判定員は、自ら作成した診断書を添付した申請及び自己の所属する医療機関の医師が

作成した診断書を添付した申請に係る判定を行うことができない。ただし、他の判定員から意見を求められた場合は、これに助言することができる。

- (5) 判定会の議事は、出席した判定員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 判定基準

手帳の申請等に係る判定は、法の規定によるほか、次に掲げる通知の定めるところにより行う。

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知）
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知）
- (3) 自立支援医療費（精神通院医療費）の支給認定判定指針（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

8 判定結果の報告等

- (1) 判定会は、判定結果をセンター所長に報告するものとする。
- (2) センター所長は、判定会から報告を受けた判定結果を参酌して、手帳の申請等に係る判定を行い、その結果を各区健康課長あて通知するものとする。

9 個人情報の保護

判定員は、判定会で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10 判定会の庶務

判定会の庶務は、センターにおいて行う。

11 補則

この要領に定めるものの他、手帳の申請等に係る判定の事務の処理に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。